

大阪府北部を震源とする地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの大阪府北部を震源とする地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

関西電力株式会社殿は、平成30年6月18日付けで、「電気特定小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、同日、認可を受けました。これを受けまして当社は、このたびの地震により、災害救助法が適用された地域および隣接する周辺地域において、住居等に被害を受けられたお客さま等からお申出があった場合には、同様の特別措置を講ずることとし、本日、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

I. 適用対象

災害救助法が適用された地域※1および隣接する周辺地域※2のお客さま

※1 災害救助法適用地域

大阪府：大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、
四條畷市、交野市、三島郡島本町

※2 隣接する地域

大阪府：堺市、池田市、八尾市、松原市、大東市、門真市、東大阪市、豊能町

京都府：京都市、亀岡市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町

兵庫県：尼崎市、伊丹市、川西市

奈良県：生駒市

II. 特別措置の内容

関西電力株式会社殿が、経済産業大臣に申請し、認可された内容と同様といたします。
(※詳細はホームページをご参照ください。)

(関西電力) http://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2018/0619_2j.html

III. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま：営業部 03-3282-2350
(平日 9:30～17:45 ※土曜、日祝日は受付していません)

個人のお客さま：カスタマーサービス 0570-000-821 (03-6703-8909)
(平日 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日祝日は受付していません)

以上